

企業向け若年性認知症実態調査

(若年性認知症と診断された従業員への
支援体制等に関する調査)

1

島根県健康福祉部 高齢者福祉課
地域包括ケア推進室



「しまねの地域包括ケア」ポータルサイト開設



QRコード
携帯電話で
ホームページに
アクセスできます。

1. 調査時期 令和元年5月10日～31日
2. 調査対象 県内の事業所等 503社
(5/1時点で島根県経営者協会の会員)
3. 調査方法 島根県経営者協会を通じ
郵送による送付・回収
4. 回答者 260社
5. 回答率 52%

※島根県経営者協会：県内各地域の様々な規模の事業所が入会

6. 調査目的

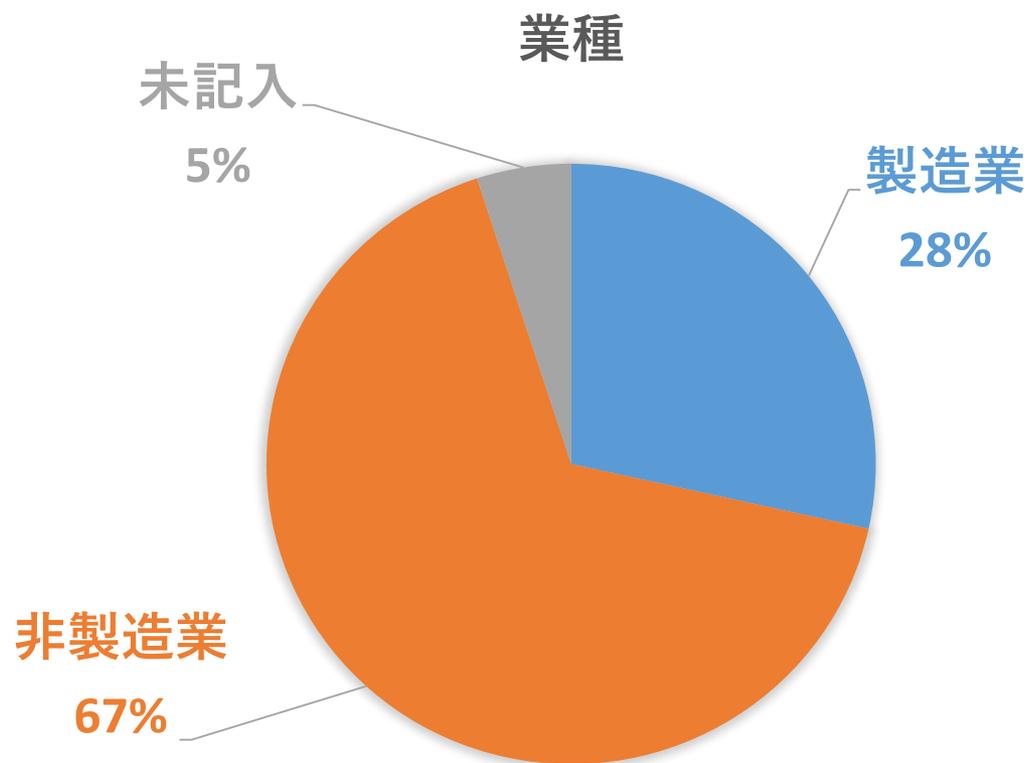
- 若年性認知症と診断された従業員の処遇や支援体制等を把握
- 今後の若年性認知症の就労支援を含む施策の検討

7. 主な調査項目

- ① 若年認知症と診断された従業員の有無及び処遇に関すること
- ② 若年性認知症が疑われる従業員への対応に関すること
- ③ 治療と仕事の両立支援体制及びその課題に関すること

回答いただいた事業所について

業種	
製造業	74社
非製造業	173
未記入	13
合計	260

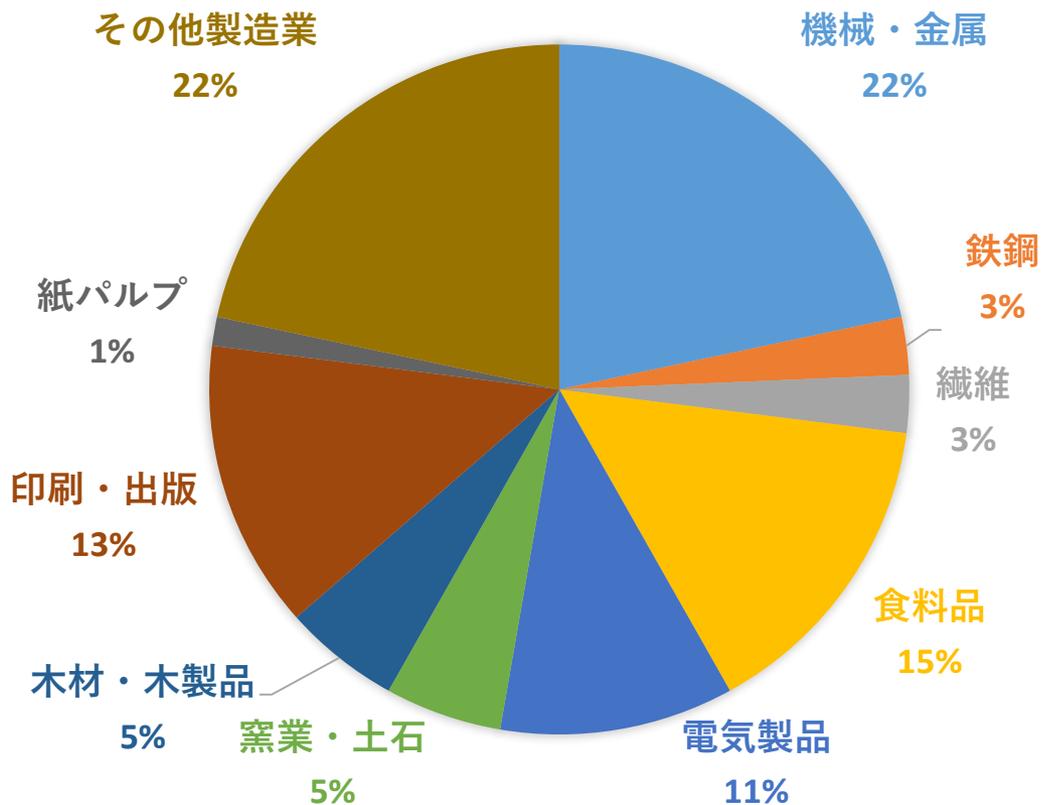


回答いただいた事業所について

業種（製造業）

機械・金属	16社
鉄鋼	2
繊維	2
食料品	11
電気製品	8
窯業・土石	4
木材・木製品	4
印刷・出版	10
紙パルプ	1
その他製造業	16
合計	74

業種（製造業）

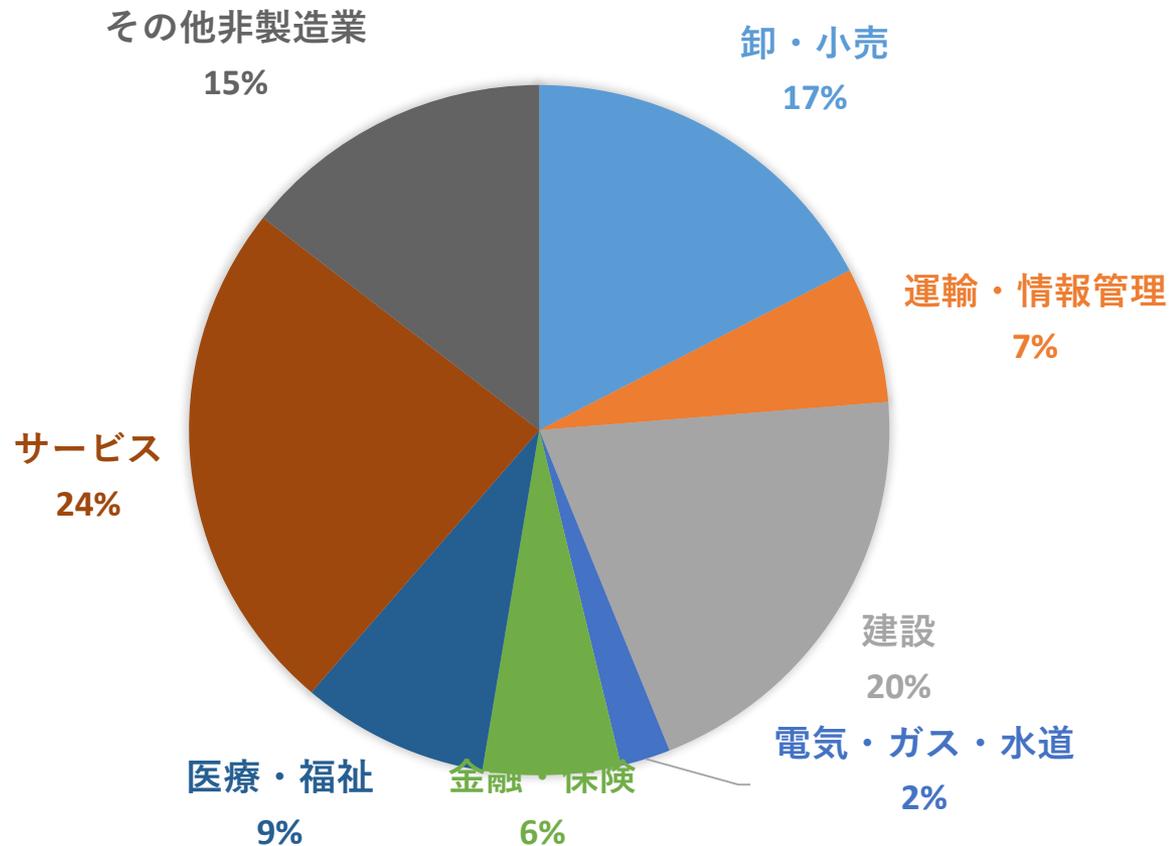


回答いただいた事業所について

業種（非製造業）

卸・小売	30社
運輸・情報管理	11
建設	35
鉱業	0
電気・ガス・水道	4
金融・保険	11
医療・福祉	15
サービス	42
その他非製造業	25
合計	173

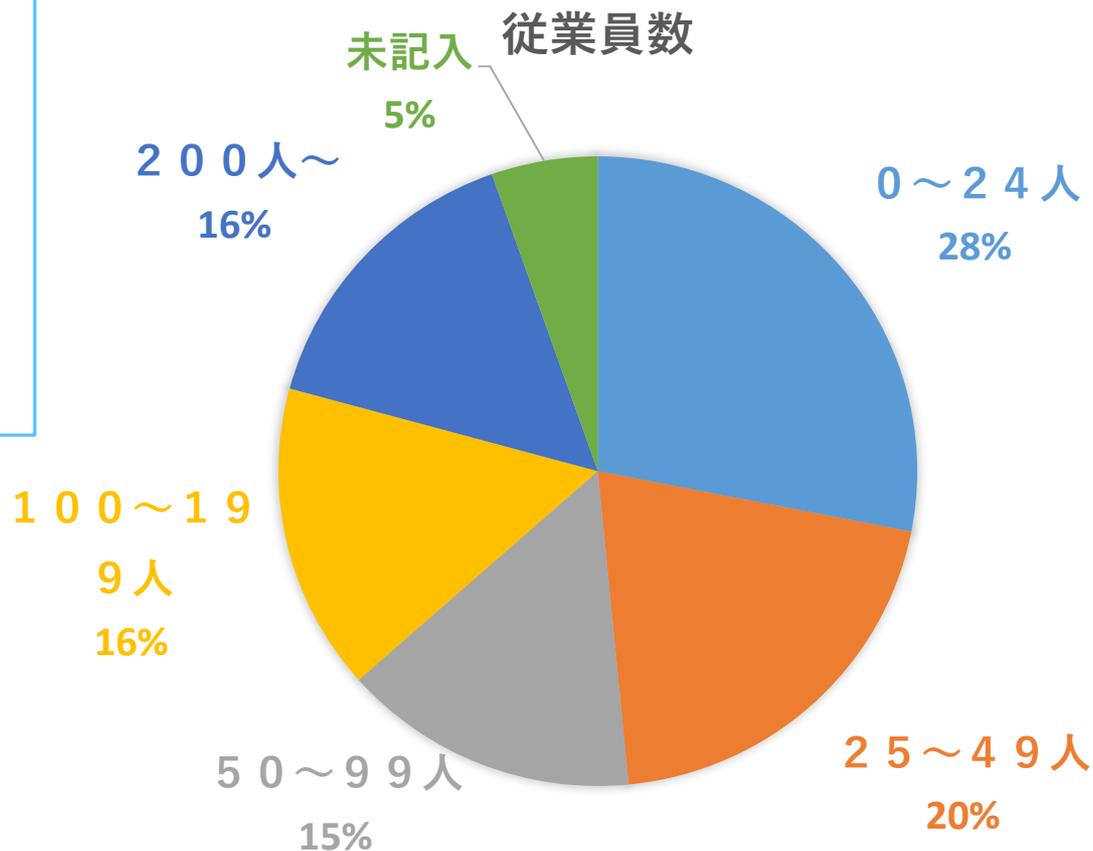
業種（非製造業）



回答いただいた事業所について

従業員数

0～24人	73社
25～49人	53
50～99人	39
100～199人	41
200人～	40
未記入	14
合計	260

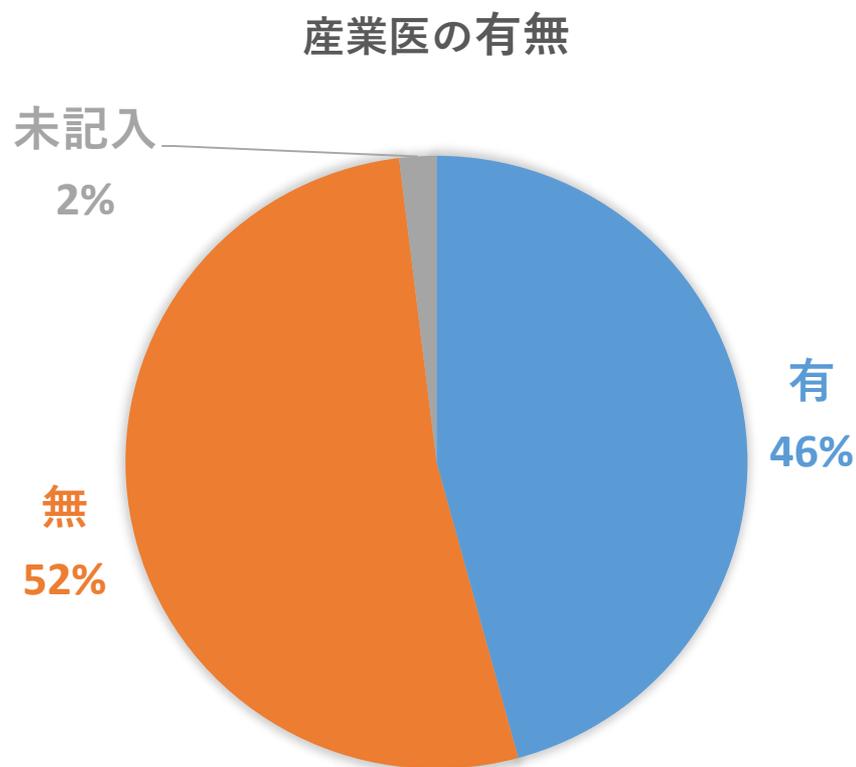


- ✓ 50人未満が半数を占める
- ✓ 0人～4,000人以上まで規模は様々

回答いただいた事業所について

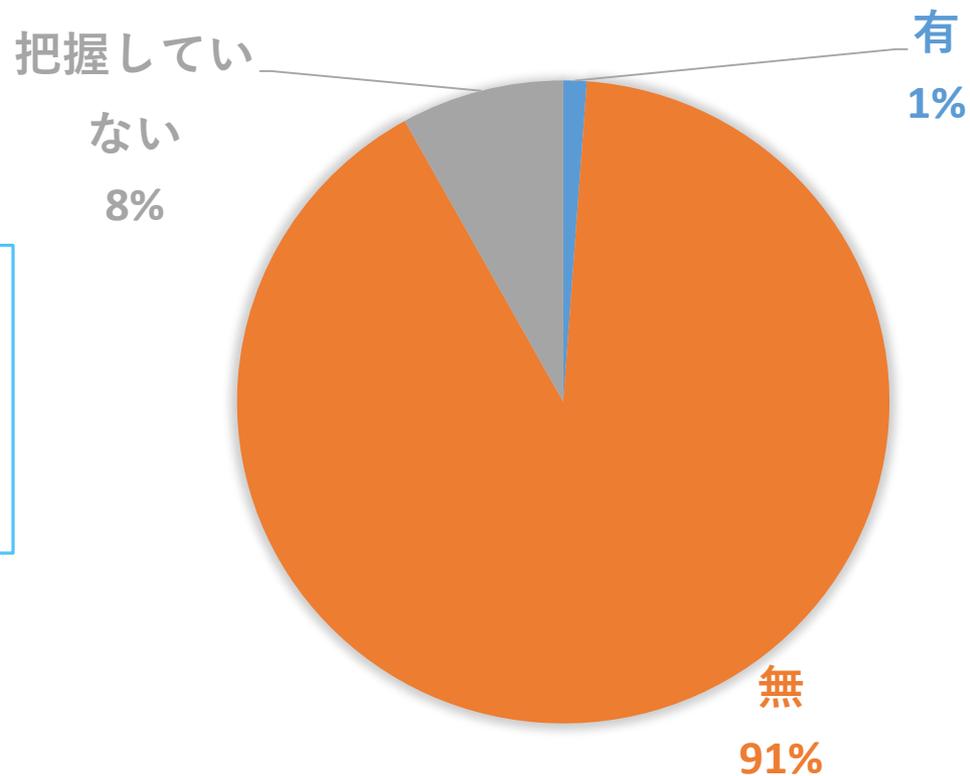
産業医の有無

有	119社
無	136
未記入	5
合計	260



若年性認知症と診断された従業員の有無

若年性認知症と診断された従業員の有無



有	3社
無	237
把握していない	21
合計	261
※重複回答あり	

若年性認知症と診断された従業員のその後の処遇

1. これまで通り（担当業務の変更、仕事量の調整など特に行っていない）
2. 配置替え、業務の変更を行った **1人**
3. 休職・休業（以下、a、bもご記入ください）
 - a. 配置替え・業務の変更の後、休職・休業
 - b. 配置替え・業務の変更はせず、休職・休業
4. 退職（以下、a～cもご記入ください）
 - a. 配置替え・業務の変更の後、退職
 - b. 配置替え・業務の変更の後、休職・休業を経て退職
 - c. 配置替えや業務の変更、休職・休業等はせず、退職 **2人**

若年性認知症と診断された従業員で 休職・休業、退職をした方について

休職・休業をした従業員

- a. 職場から休職・休業を勧めた
- b. 本人から休職・休業を申し出た
- c. その他

退職した従業員

- a. 職場から退職を勧めた **1人**
- b. 本人から退職を申し出た **2人（うち1人は配置換え後、定年退職）**
- c. その他

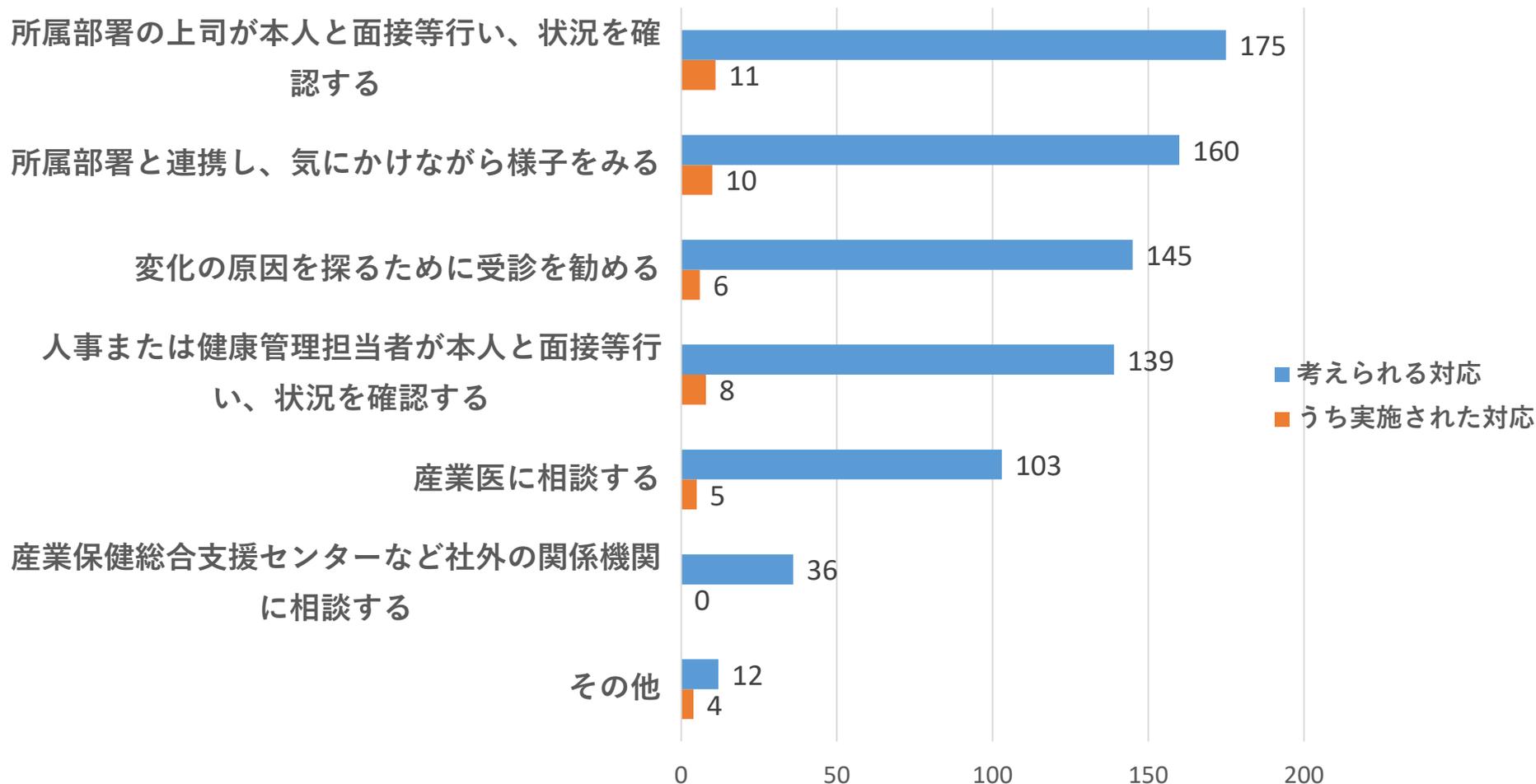
若年性認知症と診断された従業員の処遇を 検討する際、関係機関と相談や連携をしたか

1. 特に相談や連携はしていない
2. 産業医と相談、連携した **3人**
3. 産業保健総合支援センターまたは両立支援推進員と連携した
4. ハローワークと連携した
5. 障害者職業センターと連携した
6. 市町村の福祉・介護担当課、地域包括支援センターと連携した **1人**
7. その他の連携した機関等 **1人 (主治医)**

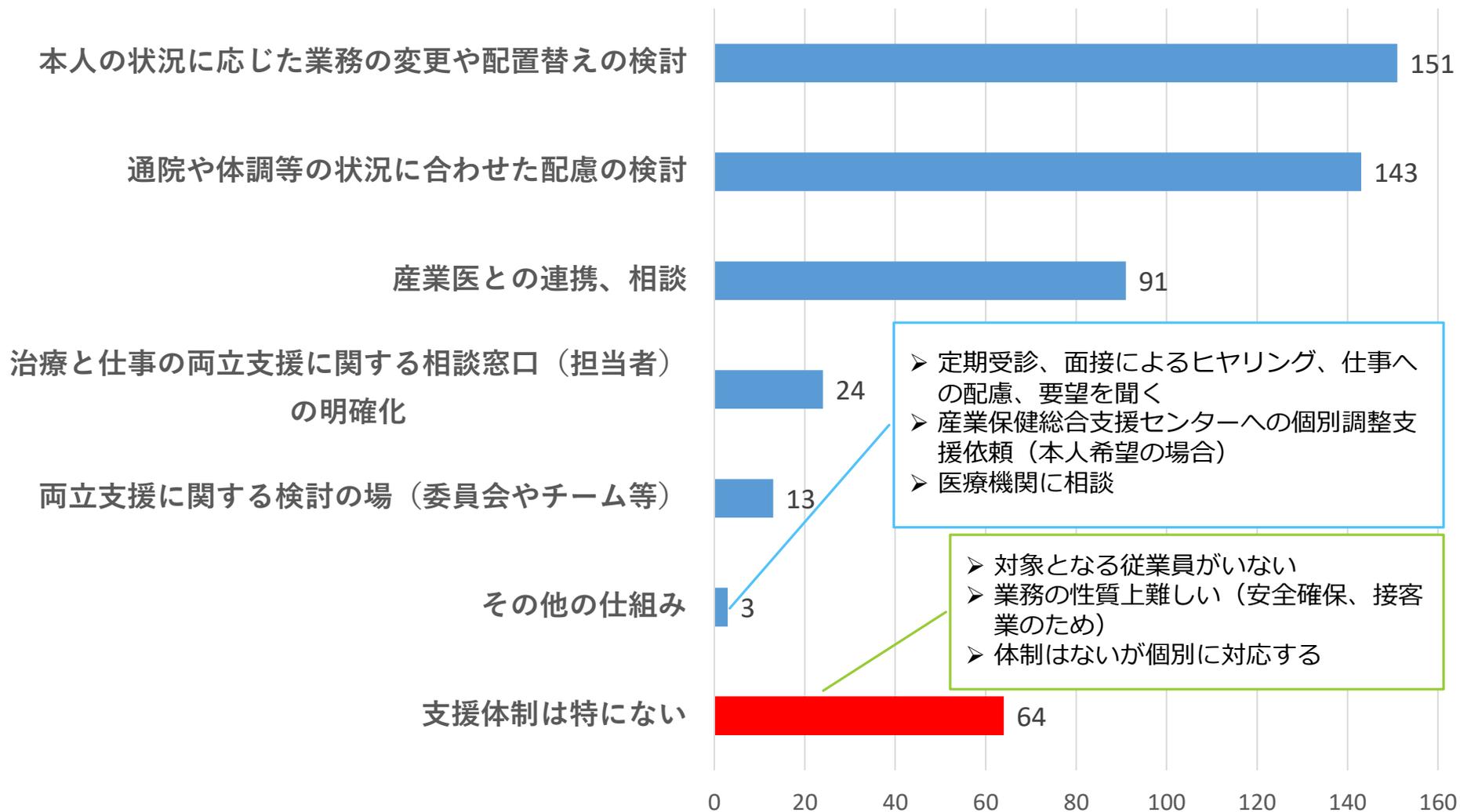
※若年性認知症と診断されていない従業員で

13

認知機能や判断能力、記憶力の低下などで仕事に支障が生じるようになった従業員がいた場合の対応



若年性認知症を含む疾病を抱える従業員の 治療と仕事の両立を支援する体制について



若年性認知症を含む疾病を抱える従業員の 就労継続にあたり、困難や課題と感ずること

主な項目で分類・集計

対応のノウハウがない、就労継続の判断が困難

48

業務の性質上、就労継続が困難

20

経営的に厳しい、従業員が少なく調整が困難

19

周囲の理解、体制づくり

9

賃金、待遇面

3

その他

6

105件の記入あり
(記述式)

0 10 20 30 40 50 60

若年性認知症を含む疾病を抱える従業員の 就労継続にあたり、困難や課題と感ずること

記述内容の一部を紹介

- 若年性認知症の人への関わり方のノウハウがなく不安、本人及び周囲の安全確保等
- 医療機関と連携していくのが有用と思う。それが現実に可能かどうか不安。勤務時間の短縮や業務の軽減は可能だし、必須のことと思う。本人との話し合いが第一となる。
- プライベートなことではあるが、事務所として相談できる窓口が明確で、適切なアドバイスをしていただける専門家とつながれるしくみが必要
- 従来からの人手不足に伴い、認知症の社員への限定的な業務遂行が果たして行えるかどうかという不安がある。（平素より従業員に多様な業務を行ってもらっている為） またデリケートな問題であるため、症状を把握していても、本人への受診等のアプローチが難しいと感ずる。

若年性認知症を含む疾病を抱える従業員の 就労継続にあたり、困難や課題と感ずること

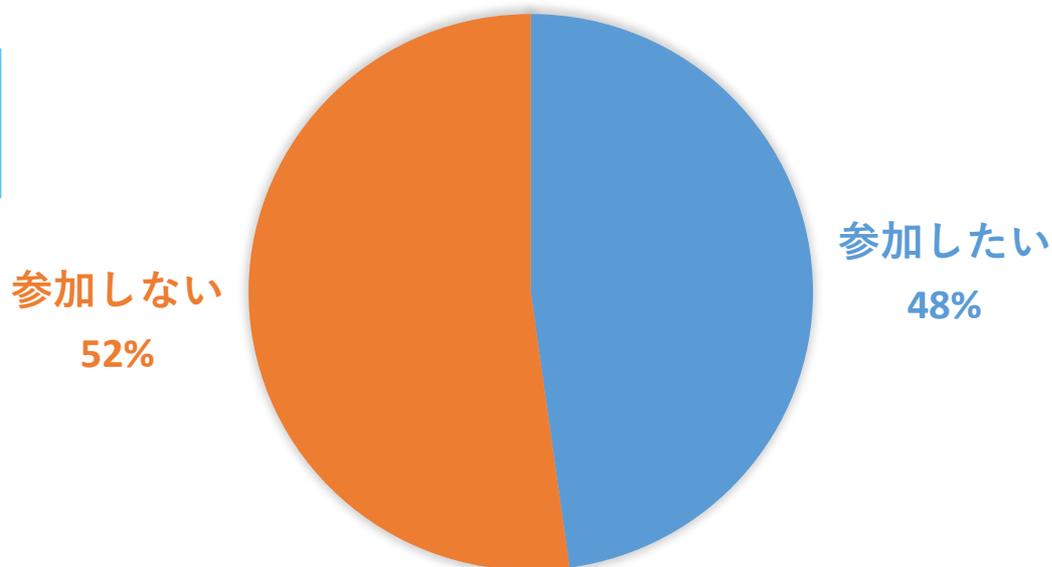
記述内容の一部を紹介

- 就労継続へ向けての配慮はしたいと考えるが、業務内容等を鑑みると、現実的には配慮や調整は困難と考えられる。
- 勤務中の事故、ケガ等が心配。ミスは承知の上で勤めてもらいます。そもそも軽度であれば問題ないが、進行していけば仕事に就くという事がムリではないでしょうか。
- 就労継続できるように配慮したいが、従業員数が少なく、業務上の配慮が困難
- 症状に波があり、急に悪化し、休まざるをえない状況でも業務に差しつかえがないよう、在宅対応したり、他の者がサポートできる体制作り
- 就労継続できるように配慮したいが周りの他のスタッフの協力と理解が不可欠なのでそこが難しいと思う

人事担当者または健康管理担当者向けの 若年性認知症に関する研修会の参加希望

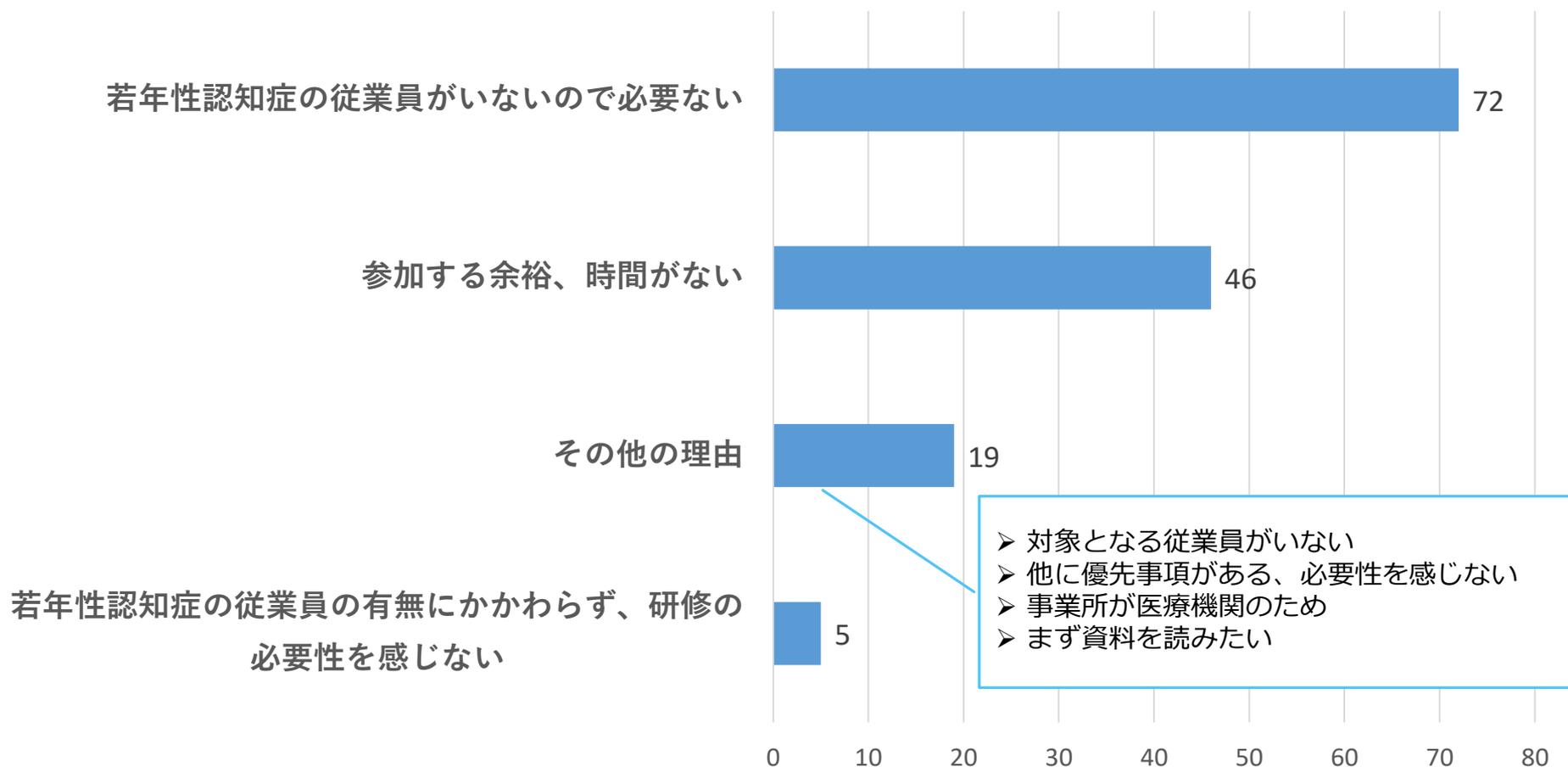
参加したい 120社
参加しない 131

研修会の参加希望



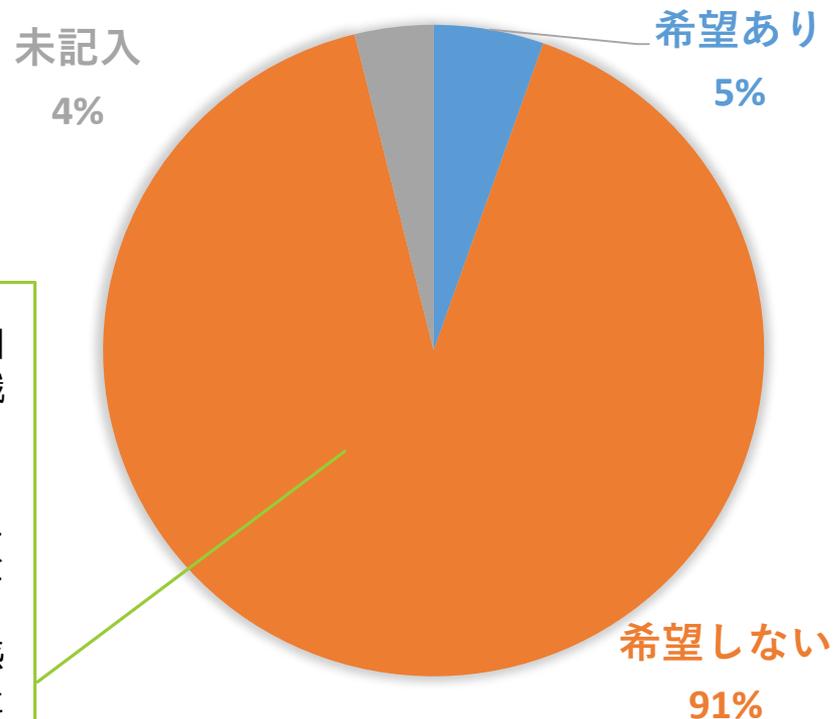
人事担当者または健康管理担当者向けの 若年性認知症に関する研修会の参加希望

研修会に参加しない理由



若年性認知症支援コーディネーターによる 事業所内研修の希望

希望あり	14社
希望しない	236
未記入	10



- 研修までは必要ないですが、若年性認知症の発症件数、症状の発見方法等の知識を得たいと思います。
- 今後お願いする可能性があります。
- 若年性認知症の講習があれば人事担当として参加したい。その後事業所は研修を検討したい。
- 現在は該当社員がいないので必要性を感じない。予習的に研修会などで勉強したいとは思いません。

1. 若年性認知症と診断された従業員の有無

- 該当があった事業所は**3社（3人）**
- うち1人は配置替え・業務の変更後、**定年まで勤務**された。
- 3社はいずれも産業医と相談、連携

2. 認知機能や判断能力、記憶力の低下などで 仕事に支障が生じるようになった従業員への対応

- ◆考えられる対応としては、次のものが多い
 - 所属部署の上司が本人と面接等を行い、状況を確認する
 - 所属部署と連携し、気にかけてながら様子をみる
 - 変化の原因を探るために受診を進める
 - ※ただ、実施済みの対応は少ない
- ◆「**社外の関係機関に相談する**」は少ない

3. 従業員の治療と仕事の両立を支援する体制

◆ 次の項目が多い

- 本人の状況に応じた業務の変更や配置替えの検討
- 通院や体調等の状況に合わせた配慮の検討
- 産業医との連携、相談

◆ 一方で、「相談窓口（担当者）の明確化」「検討の場」は少ない。

- ◆ 「支援体制は特にない」が64社あった。理由は「対象となる従業員がいない」「業務の性質上難しい」が多い

4. 疾病を抱える従業員の就労継続にあたり課題や困難に感じる事

- ◆ 105件の記述あり→**多くの担当者が課題に感じている**ことがうかがえる
- ◆ 次の項目が多い
 - 対応の**ノウハウがない**、就労継続の判断が困難
 - **業務の性質**上、就労継続が困難
 - **経営的に厳しい**、従業員が少なく調整が困難

5. 研修会希望の有無

- 人事担当者・健康管理担当者向けの研修は半分程度が参加したい。
- 若年性認知症支援コーディネーターによる事業所内研修は**14社**が希望あり。

- ① 医療・介護・就労の関係者による「若年性認知症自立支援ネットワーク会議」での検討
- ② 若年性認知症支援コーディネーターによる企業向け研修の実施
- ③ 関係者向けの研修や一般向けの啓発を継続実施

⇒ 「関係機関（医療・介護・就労）との連携」
「本人・家族のニーズ把握」
による若年性認知症支援の充実

平成30(2018)年4月

島根県委託事業

若年性認知症相談窓口 開設のお知らせ

65歳未満で発症する認知症を若年性認知症と言います



こんなときは 若年性認知症支援
コーディネーターにご相談ください

- 忘れることが多くなった
- 仕事でミスや失敗することが目立ってきた
- なんだかいつもの自分と違う気がする
- 専門医療機関を受診したい
- 受診をさせたいが、本人が拒否をしている
- 診断がついたが、会社に話ができない
- 会社を退職して収入がない、不安だ
- 今後も働き続けたい
- 行く場所がなく閉じこもり気味である
- 利用できる制度が分からない
- 地域で利用できるサービスが分からない
- 情報が見つからない
- 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいか分からない
- 家族としてどう接してよいか分からない

しまね若年性認知症相談支援センター



電話相談

月～金 10:00～16:00

祝祭日、年末年始及びお盆は除く

TEL 0853-25-7033

コーディネート的主要内容

医療機関

主治医と連携し日常生活について助言。また、専門医療機関や認知症サポート医などの情報を提供します。



社会保障 (経済的な援助)

医療費助成や障害年金など各種社会保障の情報提供および手続きを支援します。

権利擁護

財産管理や福祉・介護サービス等の手続きの相談に応じます。

就労支援

職場との調整や再就職について助言します。

サービス受給

地域で利用できるサービス（社会資源）の情報提供、利用の手続きについて助言します。



受託団体 公益社団法人 認知症の人と家族の会 島根県支部